

国民健康保険請求の手引

(保険薬局)
令和4年4月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

	保険者名	保険者番号	電話番号	給付割合
市	高知市	390013	(直)088 (823) 9 3 5 9	退職国保
	室戸市	390021	(直)0887 (22) 5 1 3 3	
	安芸市	390039	(直)0887 (35) 1 0 0 2	
	南国市	390047	(直)088 (880) 6 5 5 5	
	土佐市	390054	(直)088 (852) 7 6 2 5	
	須崎市	390062	(直)0889 (42) 1 3 5 5	
	土佐清水市	390088	(直)0880 (82) 1 1 0 8	
	宿毛市	390096	令和4年度5月1日まで (直)0880 (63) 1 1 1 2 令和4年度5月2日～ (直)0880 (62) 1 2 3 3	
	四万十市	390104	(直)0880 (34) 1 1 1 4	
	香南市	390112	(直)0887 (57) 8 5 0 6	
香美市	390120	(直)0887 (53) 3 1 1 5	7割 ・ 未就学者	
郡	東洋町	390203		(直)0887 (29) 3 3 9 4
	奈半利町	390211		(直)0887 (38) 8 1 8 1
	田野町	390229		(直)0887 (38) 2 8 1 2
	安田町	390237		(直)0887 (38) 6 7 1 2
	北川村	390245		(直)0887 (32) 1 2 1 4
	馬路村	390252		(直)0887 (44) 2 1 1 2
	芸西村	390260		(直)0887 (33) 2 1 1 2
	大川村	390419		(代)0887 (84) 2 2 1 1
	土佐町	390427		(直)0887 (82) 1 1 1 0
	本山町	390500	(直)0887 (76) 2 1 1 3	8割 7割
大豊町	390518	(代)0887 (72) 0 4 5 0		
佐川町	390708	(直)0889 (22) 7 7 0 6		
越知町	390716	(直)0889 (26) 1 1 1 5		
中土佐町	390724	(直)0889 (52) 2 2 1 3		
日高村	390740	(直)0889 (24) 5 0 0 1		
橋原町	390799	(直)0889 (65) 1 1 7 0		
大月町	390831	(直)0880 (73) 1 1 1 3		
三原村	390864	(直)0880 (46) 2 1 1 1		
いの町	391003	(直)088 (893) 1 1 1 7		
津野町	391011	(直)0889 (55) 2 3 1 4		
仁淀川町	391029	(直)0889 (35) 1 0 8 8		
四万十町	391037	(直)0880 (22) 3 1 1 7		
黒潮町	391045	(直)0880 (43) 2 8 0 0		
組合	医師国保	393025	(直)088 (824) 8 8 0 8	上記と同様 ただし退職を除く
県外分の取扱い	全国土木	133033	03 (5210) 4 3 8 4	
	中央建設	133264	03 (6709) 2 9 2 9	
	全国建設工事業	133298	03 (5652) 7 0 3 3 [資格]	
			03 (5652) 7 0 3 4 [審査]	
	全国歯科	093013	088 (823) 7 3 6 9	
	中四国薬剤師	333039	086 (231) 1 7 3 8	
	建設連合	233064	03 (3504) 1 2 4 1	
	全国左官	133231	03 (3269) 4 7 7 8	
全国板金	133280	03 (3453) 8 4 6 4		

被保険者証のとおり

請求書及び明細書の編綴・集計要領

請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。

1 オンライン又は光ディスク等による請求について

オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内分・県外分にかかわらず**請求書**の作成・提出は**不要**です。(光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。)
「紙レセプト」、「福祉医療費請求書」の請求についてのみ、請求書の提出が必要です。

2 紙レセプトの請求について

- 保険者番号毎に請求書を作成**してください(下図参照)。
- 請求書への集計は、**国保、退職別でレセプトの本人家族欄の区分毎**に集計してください。(下図参照)。
- 県内分については公費分点数の集計及び記載は不要です。
- 県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。
※月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。
- ※開設者の変更等で**薬局コードが異なる場合は、コード毎に請求書が必要です。**
- ※旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。

調剤報酬請求書 (保険者番号毎のレセプトの一番上に添付)	
国保一般(70歳以上一般・低所得)	8 高外1
国保一般(70歳以上7割)	0 高外7
国保一般(国保組合分含む)	2 本外 6 家外
国保一般(6歳)(※未就学者)	4 六外
退職(本人)	2 本外
退職(被扶養者)	6 家外
退職(6歳)(※未就学者)	4 六外

※レセプトの続紙及び添付書類は、ホッチキスで留めてください。

※保険者番号毎に国保、退職別でレセプトの本人家族欄の区分順(右図のとおり)にレセプトをまとめてください。レセプトがばらばらにならないように、**輪ゴム**等でまとめてください。

※OCR 打ち出しレセプトを訂正して請求する場合は、OCR エリアの数字をすべて「—」線(横線)で、抹消してください。

◎提出の際は、**県外分と県内分が混在しないよう別まとめ**にしてください。

◎請求書は、本会ホームページ「保険医療機関等のみなさまへ」「各種様式のダウンロード」コーナーからダウンロードできます。

3 請求の取り下げについて

- 当月分: 電話あるいは再審査等請求書で**毎月20日(県外分は17日)まで**依頼が可能です。
- 過去分: 再審査等請求書を提出してください。

4 特別療養費レセプト(国保被保険者資格証明書による療養分)の取扱いについて

特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ**特別療養費と朱書**し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴りで提出してください。(請求書への集計は不要です。)
※電子レセプトではなく、**必ず紙レセプトで提出**してください。

5 福祉医療費請求書の編綴と集計方法について

編綴方法

請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書は、**法別番号毎にまとめて**ください。

請求書(集計票)記載方法

法別番号毎に集計し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。

◎高知市分は公費併用レセプトとして支払基金に提出してください。

福祉医療費に係る請求書(集計票) (一番上に添付)	
社保福祉請求書(43)	(ひとまとめ)
社保福祉請求書(46)	(ひとまとめ)
社保福祉請求書(73)	(ひとまとめ)
社保福祉請求書(74)	(ひとまとめ)
社保福祉請求書(75)	(ひとまとめ)
社保福祉請求書(76)	(ひとまとめ)

調剤報酬明細書(レセプト)等の受付締切日

○直接持参分、郵送分とも調剤報酬明細書(レセプト)等の

受付締切日は、毎月10日(17時までの必着)です。

※10日が土・日・祝日の場合は、本会事務所で9時から17時まで受付します。

○オンライン請求については、毎月10日までに請求確定をお願いします。
なお、請求確定は、内容を確認のうえ1回で確定されるようご協力をお願いします。
5~7日は8時~21時、8~10日は8時~24時まで請求可能です。(土・日・祝日を含む。)

※受付締切日は厳守してください。

お問い合わせは **業務課業務係 (088)820-8407** までお願いします。

6 交通事故等「第三者傷害」のレセプトへの記載について

交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「**10・第三**」又は「**☹**」を記載し、摘要欄に**事故対象点数**を記載してください。

お問い合わせは **業務課求償係 (088)820-8421** までお願いします。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第1係 (088)820-8404 FAX (088)820-8413
ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

後期高齢者医療請求の手引

(保険薬局)

令和4年4月現在

	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号
市	高知市	39392014	(直)088 (823) 9380	7割・9割	8桁の数字
	室戸市	39392022	(直)0887 (22) 5133		
	安芸市	39392030	(直)0887 (35) 1002		
	南国市	39392048	(直)088 (880) 6556		
	土佐市	39392055	(直)088 (852) 7636		
	須崎市	39392063	(直)0889 (42) 1355		
	宿毛市	39392089	令和4年度5月1日まで (直)0880 (63) 1112 令和4年度5月2日～ (直)0880 (62) 1233		
	土佐清水市	39392097	(直)0880 (82) 1108		
	四万十市	39392105	(直)0880 (34) 1114		
	香南市	39392113	(直)0887 (57) 8506		
香美市	39392121	(直)0887 (53) 3115			
郡	東洋町	39393012	(直)0887 (29) 3394		
	奈半利町	39393020	(直)0887 (38) 8181		
	田野町	39393038	(直)0887 (38) 2812		
	安田町	39393046	(直)0887 (38) 6712		
	北川村	39393053	(直)0887 (32) 1214		
	馬路村	39393061	(直)0887 (44) 2112		
	芸西村	39393079	(直)0887 (33) 2112		
	本山町	39393418	(直)0887 (76) 2113		
	大豊町	39393442	(代)0887 (72) 0450		
	土佐町	39393632	(直)0887 (82) 1110		
	大川村	39393640	(代)0887 (84) 2211		
	いの町	39393863	(直)088 (893) 1117		
	仁淀川町	39393871	(直)0889 (35) 1088		
	中土佐町	39394010	(直)0889 (52) 2213		
	佐川町	39394028	(直)0889 (22) 7706		
	越知町	39394036	(直)0889 (26) 1115		
	梶原町	39394051	(直)0889 (65) 1170		
	日高村	39394101	(直)0889 (24) 5001		
津野町	39394119	(直)0889 (55) 2314			
四万十町	39394127	(直)0880 (22) 3117			
大月町	39394242	(直)0880 (73) 1113			
三原村	39394275	(直)0880 (46) 2111			
黒潮町	39394283	(直)0880 (43) 2800			

請求書及び明細書の編綴・集計要領

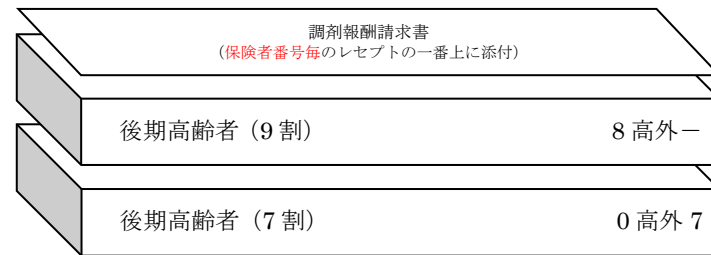
請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。

1 オンライン又は光ディスク等による請求について

オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内分・県外分にかかわらず**請求書**の作成・提出は**不要**です。(光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。)
「紙レセプト」、「福祉医療費請求書」の請求についてのみ、請求書の提出が必要です。

2 紙レセプトの請求について

- 保険者番号毎に請求書を作成**してください。
- 請求書への集計は、給付割合毎に集計してください。(下図参照)。
- 県内分は公費点数の集計及び記載は不要です。
- 県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。
- ※月遅れ請求分も当月請求分と合わせて編綴・集計してください。
- ※開設者の変更等で**薬局コードが異なる場合は、コード毎に請求書が必要**です。
- ※請求書は後期高齢者医療用を使用してください。**旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。**
- ※請求書は、本会ホームページ「保険医療機関等のみなさまへ」各種様式のダウンロード」コーナーからダウンロードできます。



- ※レセプトの続紙及び添付書類は、ホッチキスで留めてください。
- ※**保険者番号毎で本人家族欄の区分順**(上図のとおり)にレセプトをまとめてください。
- レセプトがばらばらにならないように、**輪ゴム**等でまとめてください。
- ※OCR 打ち出しレセプトを訂正して請求する場合は、OCR エリアの数字をすべて「—」線(横線)で抹消してください。

◎提出の際は、**県外分と県内分が混ざらないよう**別まとめてください。

3 請求の取り下げについて

- 当月分: 電話あるいは再審査等請求書で**毎月20日(県外分は17日)まで**依頼が可能です。
- 過去分: 再審査等請求書を提出してください。

4 特別療養費レセプト(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて

特別療養費のレセプトはレセプトの上部余白へ**特別療養費と未書**し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じで提出してください。(請求書への集計は不要です。)
※電子レセプトではなく**必ず紙レセプトで提出**してください。

5 交通事故等「第三者傷害」のレセプトへの記載について

交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「10・第三」又は「☹」を記載し、摘要欄に**事故対象点数**を記載してください。

お問い合わせは **業務課求償係 (088)820-8421** までお願いします。

高知県後期高齢者医療広域連合
電話 088 (821) 4526 [資格] / 088 (821) 4896 [給付]
FAX 088 (821) 4518

- 調剤報酬明細書(レセプト)等の受付締切日は、国民健康保険の締切日と同様です。
※国保分と後期高齢者医療分は、別々にまとめて提出してください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第1係 (088)820-8404 FAX (088)820-8413
ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに高知県後期高齢者医療広域連合にご連絡ください。